

〔論 説〕

労働者保護規定としての修正13条

藤 井 樹 也

はじめに

一般に、ある国の憲法典が確定・成立したのち、時間の経過とともに、公権的解釈権を付与された裁判機関による憲法解釈などを通じて、当初想定されていた内容とは異なる形で、個々の憲法規定の内容が形成され、進化・発展してゆくことがある。その際、一方で、ある憲法規定が当初想定されていた意味よりも拡張的に理解され、他方で、別の憲法規定が当初想定されていた意味よりも限定的に理解されることによって、全体としてみた場合に、各憲法規定の役割分担に不均衡が生じることがある。アメリカ連邦憲法においては、拡張的に理解されている規定の例として、1条8節3項の通商条項、修正14条のデュー・プロセス条項などを、限定的に理解されている規定の例として、修正9条、修正14条の特権免除条項などを挙げることができる。

この点で、修正13条もまた、限定的に理解されている規定の例といえよう。同条は、一般に、奴隷制を廃止した歴史的意義を有する規定であると理解されているが、一回限りの歴史的な偉業を達成したのちに、現在では役目を終えた功労者または歴史の遺物と化している感すらある。しかし、近年、修正13条に再び注目し、これを拡張解釈して、現代のさまざまな社会問題に対する規制根拠とすることが、各論者によって提言されている。その例を挙げると、妊娠中絶規制が修正13条違反だとする見解⁽¹⁾、修正13条を根拠とするヘイト・スピーチ規制を正当化する見

解⁽²⁾、ヘイト・クライム、人種的プロファイリング、警察による前科者の情報屋としての使用、あるいは、人種差別的な死刑執行が修正 13 条違反だとする見解⁽³⁾、児童虐待、児童労働が修正 13 条違反だとする見解⁽⁴⁾、重罪犯の選挙権停止が修正 13 条違反だとする見解⁽⁵⁾、女性に対する DV、女性への売春強制、セクシュアル・ハラスメントを修正 13 条違反とする見解⁽⁶⁾、同性愛者の人権を保障する州法を無効とする州憲法修正を修正 13 条違反とする見解⁽⁷⁾、医師による自殺幫助が修正 13 条違反

-
- (1) Andrew Koppelman, *Forced Labor: A Thirteenth Amendment Defense of Abortion*, 84 NW. U. L. REV. 480 (1990).
 - (2) Akhil Reed Amar, *The Case of the Missing Amendments: R. A. V. v. City of St. Paul*, 106 HARV. L. REV. 124 (1992), Michael A. Cullers, *Limits on Speech and Mental Slavery: A Thirteenth Amendment Defense Against Speech Codes*, 45 CASE W. RES. L. REV. 641 (1995), Alexander Tsesis, *Regulating Intimidating Speech*, 41 HARV. J. ON LEGIS. 389 (2004), ALEXANDER TSEISIS, *THE THIRTEENTH AMENDMENT AND AMERICAN FREEDOM: A LEGAL HISTORY* 137-149 (2004).
 - (3) William M. Carter, Jr., *Race, Rights, and the Thirteenth Amendment: Defining the Badges and Incidents of Slavery*, 40 U. C. DAVIS L. REV. 1311 (2007), Robert L. Misner & John H. Clough, *Arrestees as Informants: A Thirteenth Amendment Analysis*, 29 STAN. L. REV. 713 (1977), Douglas L. Colbert, *Liberating the Thirteenth Amendment*, 30 HARV. C. R. -C. L. L. REV. 1 (1995).
 - (4) Akhil Reed Amar & Daniel Widawsky, *Child Abuse as Slavery: A Thirteenth Amendment Response to DeShaney*, 105 HARV. L. REV. 1359, 1365-1366 (1992), Dina Mishra, *Child Labor as Involuntary Servitude: The Failure of Congress to Legislate Against Child Labor Pursuant to the Thirteenth Amendment in the Early Twentieth Century*, 63 RUTGERS L. REV. 59 (2010).
 - (5) Darrell A. H. Miller, *A Thirteenth Amendment Agenda for the Twenty-First Century: Of Promises, Power, and Precaution*, in *THE PROMISES OF LIBERTY: THE HISTORY AND CONTEMPORARY RELEVANCE OF THE THIRTEENTH AMENDMENT* 291 (ALEXANDER TSEISIS ed., 2010).
 - (6) Marcellene Elizabeth Hearn, Comment, *A Thirteenth Amendment Defense of the Violence Against Women Act*, 146 U. PA. L. REV. 1097 (1998), Neal Kumar Katyal, *Men Who Own Women: A Thirteenth Amendment Critique of Forced Prostitution*, 103 YALE L. J. 791 (1993), Jennifer L. Conn, *Sexual Harassment: A Thirteenth Amendment Response*, 28 COLUM. J. L. & SOC. PROBS. 519 (1995).
 - (7) David P. Tedhams, *The Reincarnation of "Jim Crow": A Thirteenth Amendment Analysis of Colorado's Amendment 2*, 4 TEMP. POL. & CIV. RTS. L.

だとする見解⁽⁸⁾など、多様な主張がなされており、近年では、オルカのために訴えを提起した原告が、エンターテインメント施設でオルカを使役するのは修正13条違反だと主張した裁判例も登場している⁽⁹⁾。

このような修正13条の拡張的解釈に対しては賛否両論がある。これに対して、すでに、連邦最高裁が例外的に修正13条を緩やかに解釈してきた分野として、その労働者保護規定としての側面を挙げることができる。以下本稿では、労働者保護規定としての修正13条に焦点をあて、日本国憲法においても憲法規定の役割分担に不均衡が生じている部分が仮にあるならば、今後その考察をするための手がかりとしたい。

1 修正13条と債務者強制労役の規制

(1) Anti-Peonage Act of 1867 の制定

アメリカ連邦憲法修正13条は、南北戦争終結期の1865年12月に、5条所定の4分の3の州議会(36州中27州)による批准を得たとして(William H. Seward 國務長官による12月18日声明)成立した。同条は、「奴隷(制)(slavery)」と「意に反する苦役(involuntary servitude)」が国内に「存在してはならない」と宣言する条項(1節)と、連邦議会の執行権限を定める条項(2節)の2条項によって構成されている。

同条が禁止する「意に反する苦役」を文字どおりに理解すると、自由意思による重労働の契約は、同条の禁止するところではないと解することが可能である。しかし、すでに修正13条の成立期において、当事者間の自由意思による重労働契約にも、同条を根拠とする規制が認められていた。その例が、南米メキシコ地域での労働慣行に由来し、とくに当時のNew Mexico 準州で定着していた、「債務者強制労役(peonage)」に対する規制である。この債務者強制労役に対する規制は、その後限定的に理解されることになった修正13条が、例外的に拡張的に理解されてきた領域でも

REV. 133 (1994).

(8) Larry J. Pittman, *Physician-Assisted Suicide in the Dark Ward: The Intersection of the Thirteenth Amendment and Health Care Treatments Having Disproportionate Impacts on Disfavored Groups*, 28 SETON HALL L. REV. 776 (1998).

(9) *Tilikum v. Sea World Parks & Entertainment Inc.*, 842 F. Supp. 2d 1259 (S. D. Cal. 2012).

あった。

再建期の連邦議会による、債務者強制労役に対する規制の例として、Anti-Peonage Act of 1867⁽¹⁰⁾をあげることができる。同法の正式なタイトルは、「New Mexico 準州およびその他の連邦領域において、債務者強制労役の制度 (System of Peonage) を廃止し永久に禁止する法律」とされている。同法と再建期の修正条項 (修正 13~15 条) との先後関係は以下のとおりである。1863 年 1 月の奴隷解放宣言ののち、第 38 回連邦議会 (1863-1865) において連邦憲法修正案の審議が開始され、1865 年 1 月に可決され各州に提案された修正 13 条は、各州議会による批准を得て 1865 年 12 月に成立した。その間の 1864 年大統領選挙・連邦議会議員選挙を経て組織された第 39 回連邦議会 (1865-1867) において、Anti-Peonage Act が 1867 年 3 月 2 日に制定された。そして、Anti-Peonage Act 制定に先だつ 1866 年 6 月に、第 39 回連邦議会によって修正 14 条が可決・提案され、Anti-Peonage Act 成立後の 1868 年 7 月に修正 14 条が各州の批准を得て成立し、さらに、1869 年 2 月に第 40 回連邦議会 (1867-1869) によって可決された修正 15 条が、1870 年 2 月に各州の批准を得て成立した。つまり、修正 13 条の批准成立よりも後、修正 14 条の連邦議会での可決よりも後、修正 14 条の批准成立よりも前の時点で、Anti-Peonage Act が制定されたのである。このことから、Anti-Peonage Act の形式的な根拠は、修正 13 条 2 節の執行権限だといえる。ただ、同法の成立時点が修正 14 条の制定期と時期的に重複していることから、平等保護条項の背景思想との関連にも注意が必要である。

Anti-Peonage Act は、2 節で構成されていた。§ 1 は、“peonage”として知られるシステムのもとで人を拘束して役務提供や労役を強いることが違法であることを宣言し、New Mexico 準州をはじめとする連邦領域内でこれを廃止し永久に禁止することを定め、借金・債務弁済のための、自由意思による、もしくは、自由意思によらない、「債務労働者 (peon)」としての役務提供や労役を、直接的・間接的に強いる、上記領域におけるあらゆる法令・慣行等が無効であることを宣言し、債務者強制労役のため人を拘束、逮捕、連行した者や、それを幫助した者に、罰金刑もしくは身体拘束刑、またはその併科の刑事制裁が科されることを規定した。また、§

(10) 14 Stat. 546; 39 Cong. Ch. 187 (1867).

2 は、軍人その他の公務員が § 1 の執行を補助する義務を負うこと、本法の執行を妨害する行為が犯罪とされること、本法に違反した軍人は軍法会議によって不名誉除隊等の制裁を受けることを規定した。すなわち、前借金によって労働者を事実上の強制労役に拘束し、逃亡奴隷取締りのシステムに類似した身体的拘束を及ぼすことは、たとえ自由意思による契約によって開始されたという体裁がとられていたとしても、違法とされた。また、同法の文言上、保護の対象とされた労働者の人種は、黒人やメキシコ人などの特定のマイノリティに限定されていなかっただけでなく、そもそも同法には人種への言及がなかった。

(2) Jim Crow 諸法と債務者強制労役の実態

このように、修正 13 条成立期の時点で、すでに、典型的な黒人奴隷所有制 (chattel slavery) とは区別される債務者強制労役という形態の苦役が別に存在し、「意に反する苦役」を禁止する修正 13 条の執行立法による規制が正当化されていた。のちの連邦最高裁判決⁽¹¹⁾によると、債務者強制労役は、自由意思による契約によって開始されることもあるが、強制的な役務提供であり、意に反する苦役にあたるという。同判決は、借金の返済によって強制労役から逃れることができるものの、貸付金を返済しない限り労役を強いられるのであるから、債務者強制労役と離職の自由がある自由意思による労働とは明確に区別されると説明した。

上述のように、Anti-Peonage Act は、禁止対象となる債務者強制労役の範囲を、人種によって限定していなかった。しかし、とりわけアメリカ南部の実情としては、奴隷解放によって自由人となった黒人が、貸付金の返済のため綿花栽培プランテーションなどで事実上の強制労役を強いられ、Jim Crow 諸法と呼ばれる人種差別的な各種州法との複合によって補

(11) *Clyatt v. United States*, 197 U.S. 207, 215-216 (1905). ある論者は、債務者強制労役が典型的な黒人奴隷所有制と相違する点として、当事者が自由人であること、非自由人の地位が相続されないこと、自由意思による有償労働の有期契約という形式がとられていること、人種に関わりないことなどを挙げる一方で、両者に共通する点として、債権とともに売買可能とされていたことを指摘している。Tobias Barrington Wolff, *The Thirteenth Amendment and Slavery in the Global Economy*, 102 COLUM. L. REV. 973, 982 n.37 (2002) (quoting *Peonage Cases*, 123 F. 671, 673-674 (M. D. Ala. 1903)).

強された、奴隷所有制の代替物ともいうべき強制労役システムが形成されていった⁽¹²⁾。

債務者強制労役を補強した法制度としては、一般的な契約法のほか、以下のようなものがあつた⁽¹³⁾。まず、一部の州には、前借金を受領した労働者による一方的な離職を詐欺とみなす（もしくは推定する）州法、または、この種の離職を犯罪として処罰する州法があり、労働者の拘束が刑事制裁によって補強されていた。また、犯罪者保証法（criminal-surety laws）と呼ばれる州法のもとでは、身体拘束を受けた犯罪者の保釈金または罰金を立て替えた者が、その引き換えとして犯罪者に労働させることが認められた。さらに、犯罪者リース（convict lease）と呼ばれる制度のもとでは、身体拘束を受けた犯罪者は矯正施設に収容されるのではなく、最高額で入札した業者に引き渡され、当該受託業者は衣食住の提供と引き換えに犯罪者に労働させる権利を保障された⁽¹⁴⁾。そして、実際には犯罪者の多くが黒人であつた。また、放浪者取締法（vagrancy laws）と呼ばれる州法のもとでは、雇用されない者が刑事処罰の対象とされ、農場で働くことにすれば処罰しないという運用を通じて、労役への誘導効果が生じた。このほか、よりよい条件を提示して他の雇用主から労働者を引き抜くため誘引する行為を処罰する州法、需要の低い地域から高い地域に黒人労働者を移動させる斡旋行為に課税等の規制を課す州法は、労働者の自由な

(12) PETE DANIEL, *THE SHADOW OF SLAVERY: PEONAGE IN THE SOUTH, 1901-1969*, at 19-42 (1972). (同書によると、債務者強制労役は、アメリカでは南部コットンベルトの綿花栽培プランテーション、南東部森林地帯の樹脂採取産業、鉄道敷設工事などで利用され、メキシコのほか、フィリピンなどの海外にも広がっていたとされる。)

(13) Nathan B. Oman, *Specific Performance and the Thirteenth Amendment*, 93 MINN. L. REV. 2080-2082 (2009).

(14) ALEX LICHTENSTEIN, *TWICE THE WORK OF FREE LABOR: THE POLITICAL ECONOMY OF CONVICT LABOR IN THE NEW SOUTH* 3 (1996) (犯罪者リース制度がしばしば黒人の虐待を伴っていたことを指摘する), DAVID M. OSHINSKY, *WORSE THAN SLAVERY: PARCHMAN FARM AND THE ORDEAL OF JIM CROW JUSTICE* ch.3 (1997) (南部諸州において犯罪者リース制度による鉄道敷設や炭鉱労働が行われていたことを指摘する), MARTHA A. MYERS, *RACE, LABOR AND PUNISHMENT IN THE NEW SOUTH* 15-21 (1998) (Georgia 州における 1868 年～1908 年の犯罪者リース制度を例示しつつ、同様の制度が南北戦争後の旧南部連合諸州に広がっていたことを指摘する)。

移動を制限し、銀行貸付けを制限する州法は、労働者が雇用主から前借金を借り入れることを余儀なくさせる効果を生んだ。このような Jim Crow 法制のもとでは、軽微な犯罪などをきっかけにいったん債務労働者に転落すると、脱出することが困難になったと想像される。以上のように、民事・刑事にまたがる多様な州法が複合して債務者強制労役を補強し、法的制裁に裏づけられた事実上の強制労役システムが形成され、奴隷所有制の代替物ともいうべき強制労役システムが形づくられたのだった。

2 債務者強制労役と連邦最高裁

(1) 1900 年代前半までの事例

修正 13 条の成立後、奴隷所有制とは異なる態様の労役強制が「意に反する苦役」に該当するかという問題について、いくつかの下級審判断が示された。

1867 年の *In re Turner* 連邦巡回裁判決⁽¹⁵⁾は、過去に奴隷であった黒人が、州憲法による奴隷制の禁止によって解放され自由人となった直後に、権限不明の地方当局によって召集され、元の奴隷主と長期奉公契約を締結したという事例で、本件奉公契約が修正 13 条 1 節が禁止する「意に反する苦役」に該当することを認め、同条 2 節を根拠に制定された、すべての市民に白人と等しい権利を保障する *Civil Rights Act of 1866* にも違反するとして、身体的拘束からの解放を求めた請求を認容した。

また、1894 年の *Arthur v. Oakes* 連邦控訴裁判決⁽¹⁶⁾は、労働争議に伴う鉄道労働者の職場離脱を禁止するインジャンクションが発せられた事例で、一般論として、他者に対する役務提供の強制が、修正 13 条 1 節が禁止する「意に反する苦役」に該当することを認めつつ、本件インジャンクションは、違法目的による共謀・共犯行為といえる職場離脱以外の行為にも及んでいるとして、許容限度を超えた禁止部分を変更した。

アメリカ連邦最高裁が、修正 13 条 1 節の「意に反する苦役」の内容に関する判断をした初期の事例として、1897 年の *Robertson v. Baldwin* 判決⁽¹⁷⁾をあげることができる。この事例では、船員としての労働契約を締結した者が、契約期間の満了前に船舶から離脱したとして、船員による不

(15) *In re Turner*, 24 F. Cas. 337 (C. C. D. Md. 1867).

(16) *Arthur v. Oakes*, 63 F. 310 (7th Cir. 1894).

(17) *Robertson v. Baldwin*, 165 U.S. 275 (1897).

就労を処罰する連邦法違反の罪に問われ、身体を拘束されたため人身保護令状の発給を請求した。連邦最高裁は、修正 13 条による禁止が公的労役にも私的労役にも及ぶことを認めつつ、軍役などと同様、契約期間内の船員労働は歴史上早い時期からその例外とされてきたとして、紀元前約 900 年のロード海法などに言及した。そして、本件連邦法規定が修正 13 条成立の 60 年以上前から存在していたことにも言及し、修正 13 条 1 節による「意に反する苦役」の禁止は船員労働契約の履行強制に及ばないと判断した。本判決には、ある類型の労働関係を修正 13 条 1 節の禁止対象からカテゴリーカルに除外する思考がみられる。

その後の連邦最高裁判決には、修正 13 条は黒人奴隷制に類似した強制労働を禁止するもので、軍隊、民兵、陪審などの政府に対する奉仕の義務づけは禁止されないとして、一定年齢の男性市民を徴用し道路工事を義務づける州法が修正 13 条に違反しないと判断した例⁽¹⁸⁾、国防への貢献という至高かつ高貴な義務の遂行を市民に求めることが、「意に反する苦役」の強制に該当することは考えられないとして、徴兵対象者の登録を義務づける制度が修正 13 条に違反しないと判断した例⁽¹⁹⁾、人口増の緊急時において契約期間満了後も住居にとどまる賃借人への水道・電気等の提供を賃借人に義務づける州法に関して、本件で義務づけられているのは個人的役務でなく、伝統的に土地保有に付随した役務であるので修正 13 条に反しないとした例⁽²⁰⁾などがある。

債務者強制労役については、人種差別の有無を問わず、しかも私人による労役強制も含めて、修正 13 条 2 節に基づく連邦法による規制が正当化された。1905 年の *Clyatt v. United States* 連邦最高裁判決⁽²¹⁾は、債務者強制労役を廃止・禁止し、これに関与した者の処罰を定める先述の *Anti-Peonage Act* に由来する連邦法規定 (Rev. Stat. §§ 1990 & 5526) によって、労働者を債務者強制労役に連れ戻した私人が訴追された事例で、当該訴追が有効であると判断した。法廷意見は、先述のように、自由意思による契約によって開始された債務所強制労役も、強制的な役務提供であり、意に反する苦役にあたると述べた。そして、本件債務者強制労役が州法に

(18) *Butler v. Perry*, 240 U.S. 328 (1916).

(19) *Selective Draft Law Cases*, 245 U.S. 366 (1918).

(20) *Marcus Brown Holding Co. v. Feldman*, 256 U.S. 170 (1921).

(21) *Clyatt*, 197 U.S. 207.

よって制度化されたものでなかったことを確認しつつ、先例に依拠して、州法による是認の有無にかかわらず、債務者に労役を強制する私人の行為を直接規制する本件連邦法は、修正 13 条に基づき有効であると判断した。

1911 年の *Bailey v. Alabama* 連邦最高裁判決⁽²²⁾は、先述の、債務者強制労役を補強する諸法制の一つである詐欺みなし条項を違憲とした。すなわち、不動産会社と被告人（黒人）が報酬先払いの労働契約を締結し、報酬の一部を返済金として天引きする約定がなされたのち、被告人が離職し先払い金の返済を拒否したため州法上の詐欺罪に問われたのが本件である。連邦最高裁は、刑事法によって奴隷制または意に反する苦役を実現することは修正 13 条のもとでは許されないと述べ、長期雇用契約を締結し先払い金を受領した者が離職する行為を詐欺と推定する一方で被告人に推定を覆すための証言権を認めない本件州法は、修正 13 条および *Anti-Peonage Act* に由来する上述の連邦法規定（§§ 1990 & 5526）に反し無効であると判断した。ただし、労務を提供するふりをして詐欺的に金銭を得る行為を、他の犯罪と同様に処罰しても修正 13 条に反しないとする *Holmes* 反対意見が付されている。本判決は、私人による労役強制の補強手段として機能する州刑事法を修正 13 条違反としており、州法の実質的機能に着目したものとみることができる。

そして、1914 年の *United States v. Reynolds* 連邦最高裁判決⁽²³⁾は、先述の、債務者強制労役を補強する諸法制の一つである犯罪者保証法を背景とした労役強制システムが修正 13 条違反にあると判断した。連邦最高裁は、刑事法違反で処罰される怖れの継続によって労働は強制的なものになると述べ（*Baily* 判決を引用）、州法システムの有効性はその機能と効果に照らして判断すべきであるとして、罰金を立て替えた者のために働かなければ投獄されるという怖れを利用した労働強制は修正 13 条違反にあたり、本件契約は修正 13 条および *Anti-Peonage Act* に由来する上述の連邦法規定（§§ 1990 & 5526）に反し無効であると判断した。これら諸判決を受け、現在、*Anti-Peonage Act* の後継規定である連邦法規定（42 U.S.C. § 1994）は、その明文により、債務返済のための意に反する労役のみならず、自由意思による労役をも規制対象として、損害賠償等の請求

(22) *Bailey v. Alabama*, 219 U.S. 219 (1911).

(23) *United States v. Reynolds*, 235 U.S. 133 (1914).

権を承認するに至っている⁽²⁴⁾。

その後、1942 年の Taylor v. Georgia 連邦最高裁判決⁽²⁵⁾も、Bailey 事件で問題になった州法と類似した、債務者強制労役を補強する諸法制の一つである詐欺推定条項に基づく処罰を修正 13 条違反と判断した。本件で問題とされた州法は、前借金を受領した者が、正当な理由なく役務を提供せず、または金銭を返還しなかった場合には、行為時に詐欺の意図があったものと推定する規定であった。連邦最高裁は、Bailey 事件で問題になった州法と本件州法規定とを実質的に区別することはできないと考えた。そして、本件州法規定により、欺罔の意図の立証なしに刑事制裁が科される効果が生じ、刑事制裁の脅威によって労働者が労役を強いられるので、これは修正 13 条に反する債務者強制労役に該当すると述べ、本件処罰は修正 13 条および Anti-Peonage Act の後継規定に違反すると判断した。

そして、1944 年の Pollock v. Williams 連邦最高裁判決⁽²⁶⁾もまた、Bailey 事件・Taylor 事件で問題になった州法と類似した、債務者強制労役を補強する諸法制の一つである詐欺推定条項に基づく処罰を修正 13 条違反と判断した。本件で問題となった州法も、前借金受領後の不就労により詐欺の意図を推定する（一応の証拠とする）規定であった。連邦最高裁は、有罪の立証なしに詐欺罪による処罰を認めるのが本件規定の機能であること、修正 13 条および Anti-Peonage Act の目的は、奴隷制の廃止だけでなく、完全に自由で自由意思に基づく労働システムの実現にあること、抑圧に対する労働者の防衛手段は雇用主を変える権利なのであって、労働者が強制労役から逃れることができなければ、労働者が過酷な条件を是正する力も、雇用主が労働条件を緩和するインセンティブも失われること、債務を理由に強制的な役務提供を正当化することはできないことを指摘し、本件州法が修正 13 条および Anti-Peonage Act の後継規定に違反し無効であると判断した。本判決に至って、連邦最高裁による債務者強制労役の補強法制に関する合憲性判断基準がかなり明確にされている。こうして、

(24) この点で修正 13 条 2 節を根拠に 1 節の禁止を超えた広汎な規制が正当化されているとみる見解として、Aviam Soifer, *Federal Protection, Paternalism, and the Virtually Forgotten Prohibition of Voluntary Peonage*, 112 COLUM. L. REV. 1607 (2012) を参照。

(25) Taylor v. Georgia, 315 U.S. 25 (1942).

(26) Pollock v. Williams, 322 U.S. 4 (1944).

限定的に解されてきた修正 13 条にあって、労働者保護規定としての側面に関しては、例外的に、個人権保障機能が判例上承認されてきたといえることができる。

(2) 1900 年代後半以降の事例

修正 13 条による労働者保護機能が再び注目された近年の事例として、1988 年の *United States v. Kozminski* 連邦最高裁判決⁽²⁷⁾が重要である。この事例では、精神遅滞者 2 名を「保護」と称して雇用した農場主が、社会から隔離された劣悪な条件のもと、心理的威迫による労働強制を行ったとして訴追された。本件の精神遅滞者 2 名（8～10 歳児程度の知能を有していたとされる）は、週 7 日間、しばしば 1 日に 17 時間、週 15 ドルの報酬（のちに無報酬）での労働を強いられ、物理的虐待だけでなく、さまざまな心理的強制を加えられた。連邦控訴裁は、「意に反する苦役」に心理的強制を含むと定義した事実審（連邦地裁）での陪審説示が広汎に過ぎるとして、再審理を命じた。これに対して、連邦最高裁は、憲法・連邦法が保障する権利行使を妨害する行為の共謀を処罰する連邦法規定（Enforcement Act of 1870 に由来する 18 U.S.C. § 241）、および、「意に反する苦役」を強制する意図的行為を処罰する連邦法規定（18 U.S.C. § 1584）が、物理的強制に対する救済に限定されると判断した。すなわち、①修正 13 条の主目的は黒人奴隷制の廃止だが、同条の目的はこれにとどまらず、「意に反する苦役」の禁止は奴隷制に類似する強制労働の禁止を意味する。②奴隷制類似の強制労働を禁止する一般的意図と、修正 13 条の禁止がステイト・アクションのない場合にも及ぶことから、制憲者には物理的強制を禁止する意図があったと考えられる。③修正 13 条の「意に反する苦役」に心理的強制が含まれると判断した先例は存在しない。④本件連邦法の文言は修正 13 条と同じなので、連邦議会が当時一般的だった修正 13 条の意味を意図していたと考えられる。⑤ § 241・§ 1584 にいう「意に反する苦役」とは、物理的拘束、物理的加害または法的強制による労働強制を意味する。本判決は、修正 13 条とその執行立法の解釈を通じ、「意に反する苦役」の禁止対象から心理的強制による強制労働を除外することによって、その射程を限定したといえることができる⁽²⁸⁾。

(27) *United States v. Kozminski*, 487 U.S. 931 (1988).

その後、本判決後の連邦法 (Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000) は、本判決による § 1584 の限定的解釈に言及したうえで (§ 102(B)(13))、規制対象となる「意に反する苦役」の定義規定 (§ 103(5)(A)) において、重大な加害または物理的な身体拘束を受けると信じさせる方法による強制にもこれが及ぶことを明示し、本判決を立法によって修正した。

(3) 若干の考察

債務者強制労役に関する連邦最高裁による以上の諸判断を概観すると、1900 年代前半までの諸事例においては、債務者強制労役を補強するさまざまな州法制が修正 13 条および Anti-Peonage Act (の後継規定) に違反するという判断が重ねられ、*Pollock* 判決に至るまで、その判断基準が徐々に明確化されていった。これに対して、1988 年の *Kozminski* 判決は、修正 13 条およびその執行規定である連邦法に違反する行為を、物理的強制による強制労働に限定し、心理的強制による強制労働に及ばないと判断したが、のちの連邦議会立法によってこの判断が修正され、規制範囲が拡張されることになった。

それでは、修正 13 条違反の「意に反する苦役」該当性の判断基準として、連邦最高裁が想定しているのはどのような基準なのか。連邦最高裁は、自由意思によって開始された契約か、自由意思によらずに開始された契約かという形式的な判断基準によって、「意に反する苦役」にあたるかどうかを判断しているわけではない。また、人種的偏見の有無によって、「意に反する苦役」であるかどうかが決められているわけでもない。

ある論者は、「意に反する苦役」該当性の判断基準として、身体的強制の有無という形式的基準、対抗利益とのバランス基準などが考えられるとしている⁽²⁹⁾。

(28) Lea S. VanderVelde, *Labor Vision of the Thirteenth Amendment*, 138 U. PA. L. REV. 437, 503 (1989), MICHAEL VORENBERG, FINAL FREEDOM: THE CIVIL WAR, THE ABOLITION OF SLAVERY AND THE THIRTEENTH AMENDMENT ch.8, text accompanying note 88 (2001), Jack M. Balkin and Sanford Levinson, *The Dangerous Thirteenth Amendment*, 112 COLUM. L. REV. 1459, 1460 (2012).

(29) Lauren Kares, *The Unlucky Thirteenth: A Constitutional Amendment in Search of a Doctrine*, 80 CORNELL L. REV. 372, 392-393 (1995).

また、別の論者は、*Pollock* 判決の基準が、連邦最高裁の基本的判断基準であると指摘している⁽³⁰⁾。それによると、労働者が雇用主を変える権利を有することによって、労働者の抑圧から免れる力と雇用者が抑圧を緩和するインセンティブとが確保されているかどうか、「意に反する苦役」該当性の判断基準であった。この論者によれば、修正 13 条の背後には、契約の自由を重視する発想と労働者の自由を重視する発想とがあり、前者によれば自由意思による長期奉公契約も有効とされるが、連邦最高裁は後者を採用したというのである。

さらに、別の論者は、修正 13 条成立期以来の諸判例を分析し、以下の 4 要素が「意に反する苦役」該当性の判断基準であると指摘する⁽³¹⁾。すなわち、①契約が完全に自由な状況下で締結されたか、②正当な報酬が支払われているか、③契約期間に制限があり極端な長期契約になっていないか、④雇用主が労働者を支配・虐待していないか、という 4 基準である。この論者によれば、連邦最高裁が「意に反する苦役」を認めた事例では、少なくとも 4 基準のいずれかが充足されていたとし、この基準による判断が妥当であるというのである。

3 特定の履行強制と修正 13 条

(1) 州裁判所の事例

近年、州裁判所において、上述の債務者強制労役に関する連邦最高裁判例を拡張し、インジャンクションなどのエクイティ救済権限を行使し、刑事的裁判所侮辱の威嚇力を背景に特定の履行を強制することが、修正 13 条が禁止する「意に反する苦役」にあたり許されないのではないかという点が争われている。

一例として、1989 年の Minnesota 州控訴裁 *Warwick v. Warwick* 判決⁽³²⁾は、州裁判所が離婚扶養料の支払いを命じるとともに、支払義務を負う者に就労を命じ、刑事的裁判所侮辱の制裁を科した事例で、裁判所による就労命令を合憲とした他の法域の判例⁽³³⁾を参照しつつ、Minnesota

(30) James Gray Pope, *Contract, Race, and Freedom of Labor in the Constitutional Law of "Involuntary Servitude,"* 119 *YALE L. J.* 1474 (2010).

(31) Oman, *supra* note 13, at 2023-2024, 2040-2048, 2072-2087.

(32) *Warwick v. Warwick*, 438 N. W. 2d 673 (Minn. Ct. App. 1989).

(33) *Id.* at 679 (citing *Freeman v. Freeman*, 397 A.2d 554, 557 n.2 (D.C. App.

州でもその法理が妥当するとして、本件就労命令が修正 13 条および同様の州憲法規定に反しないと判断した。

また、California 州最高裁 Moss v. Superior Court 判決⁽³⁴⁾は、離婚扶養料の請求がなされた事例で、州裁判所がその支払いを命じるとともに、扶養料の支払義務を負う者が就労しない場合に刑事的裁判所侮辱の制裁を科しても修正 13 条に反しないと判断した。州最高裁が理由として指摘したのは、以下の諸点である。すなわち、修正 13 条の「意に反する苦役」禁止条項の淵源となった 1787 年北西部条例の規定（14 節 6 条）のもとでは、自由意思による徒弟奉公・年季奉公契約が有効とされていたこと。「意に反する苦役」だと認定できるのは、債務者強制労役や奴隷と類似する労働条件である場合に限られること。裁判所が就労するよう命令しても、どのような仕事をするかを選択する自由があること等であった。

(2) 若干の考察

上述の 4 基準を支持する先の論者は、特定の履行強制の「意に反する苦役」該当性に関しても、この基準によって合憲性を判断すべきであると主張している⁽³⁵⁾。そして、命令の内容が 4 基準を全く満たさないような例外的な場合でない限り、裁判所による特定の履行強制は「意に反する苦役」には該当しないと認めている。

この論者は、1999 年の Vanderbilt University v. DiNardo 連邦控訴裁判決⁽³⁶⁾を素材とする仮設事例を例示して、この点をさらに敷衍している⁽³⁷⁾。この事例は、カレッジ・フットボールのコウチ（監督）の移籍をめぐる紛争であった。原告 DiNardo は、大学と年 10 万ドルの報酬に各種出来高報酬付きの 5 年契約（のちに 2 年間の延長契約が締結されたという主張もなされ争われていた）を結んでいたが、4 年が経過した時点で、他の大学（Louisiana State University—LSU は Vanderbilt のライバル校であり全米でも強豪校とされている）から、さらに条件の良い高額契約（58 万 5000

1979), Hicks v. Hicks, 387 So. 2d 207, 208 (Ala. Civ. App. 1980), In re Marriage of Smith, 396 N.E.2d 859, 864 (Ill. App. 1979)).

(34) Moss v. Superior Court, 950 P. 2d 59 (Cal. 1998).

(35) Oman, *supra* note 13, at 2091-2098.

(36) Vanderbilt University v. DiNardo, 174 F. 3d 751 (6th Cir. 1999).

(37) Oman, *supra* note 13, at 2093-2098.

ドル)を提示され、移籍を受諾した。これに対して、DiNardoの行為が契約違反にあたるとして、Vanderbiltが特定の履行ではなく、賠償額予定条項に基づく損害賠償を請求したのが本件であった。

ここでこの論者は、仮にVanderbiltが特定の履行を請求していた場合に、裁判所が刑事的裁判所侮辱の威嚇力を背景に履行命令を下すと、修正13条に違反する「意に反する苦役」に該当するかという仮設問題を検討している。それによると、その答えは明らかに“no”であるという。すなわち、この仮設問題を先述の4要素に照らして検討すると、特定の履行期間が契約の残り期間である1年間(ないし3年間)にすぎないこと、DiNardoが高額報酬を得ている有名コーチであるから強い交渉力を持っており、雇用主によって一方的に支配される弱者であるとはいえないことなど、充足していない要素があるので、この仮設事例での特定の履行請求は、「奴隷」ないし「意に反する苦役」には該当しないというのである。

この点で、1972年のFlood v. Kuhn 連邦最高裁判決⁽³⁸⁾が想起される。この事例では、多年にわたり好成績をあげた黒人メイジャー・リーガー(Curtis Charles Flood)が、FA資格を認められないのは修正13条違反の債務者強制労役ないし「意に反する苦役」である等と主張した。これに対して、労役強制の立証が認められないとして連邦地裁が修正13条違反の主張を否定したのち、反トラスト法上の主張が連邦最高裁で否定された。一部のスポーツ選手や芸能人のように、強い交渉力を有する高額所得者による修正13条違反の主張に、違和感があることは確かである。ただし、独立事業者の中には交渉力の弱い労働者も含まれているため、事例ごとの個別的な検討が必要となろう。

おわりに

修正13条は、その歴史的成立経緯に照らせば、奴隷解放宣言を憲法化し黒人奴隷所有制を廃止した条項という一般的観念が自然であるものの、その後連邦最高裁が蓄積した判例法理によれば、黒人以外の人々も保護対象とし、私人による労役強制も禁止対象としている。同条には、憲法論と

(38) Flood v. Kuhn, 407 U.S. 258 (1972). See ROGER I. ABRAMS, LEGAL BASES: BASEBALL AND THE LAW ch.3 (1998) (ロジャー・I・エイブラム [大坪正則監訳・中尾ゆかり訳]『実録 メジャーリーグの法律とビジネス』第3章 [2006]).

して巷間に流布しているさまざまな固定観念に再考を促す部分が多々含まれているといえ、この点で、同条は比較憲法研究の素材として極めて有用だと考えることができる⁽³⁹⁾。同条の成立は、<既存の憲法典に政策的に不当・不合理な規定が含まれていることはありえない>という想定、および、<憲法改正はその本質上不正義である>という想定と矛盾していた。また、同条の内実は、<近代立憲主義憲法は公権力を制限するためのものであって、私人の行為を規律しない>という一般命題、および、<私人による侵害行為という現象は 20 世紀以降に生じた特殊現代的現象であって、19 世紀の近代立憲主義憲法の時代においてはさほど問題視されていなかった>という認識にも反している。さらに、本稿で確認したとおり、同条は奴隷（制）という形態での人種差別禁止規定という性格のみならず、労働者保護規定という性格を併せもつ規定であるといえ、連邦最高裁によって、同条には個人権保障規定としての効力が承認されている。したがって、同条を一回限りの<被抑圧階級の解放規定>としてのみ位置づける見方もまた一面的に過ぎよう。

アメリカ連邦憲法においては、労働者保護法や差別禁止法の根拠条項としての通商条項に過大負担がかかっているのに対して、修正 13 条の役割は過小の感がある。したがって、同条は、各憲法規定の役割分担の不均衡について考察する手がかりとしても有用だといえ、この点でも、同条は比較憲法研究の素材として極めて有用だと考えられる。

日本国憲法との関係を考えてみると、「奴隷的拘束」および「意に反する苦役」を禁止する規定（18 条）は、修正 13 条を継受した規定だといえることができる。たとえば、前借金労働を公序良俗違反とする法理は、もっぱら民法 90 条との関係で説明されているが、憲法 18 条との関係を再整理する必要があるといえよう。

この点に関連して、民法学、行政法学などの実定法学の諸分野においては、従来、日本国憲法の個別規定（たとえば 14 条）に関連すると思われる問題に関しても、当該個別法分野に内在する法の一般原則（たとえば平等原則や比例原則）または条理に準拠し、「違憲性」でなく「違法性」のレベルで問題を処理することが選好されてきた。判例実務にも、同様の

(39) 藤井樹也「修正 13 条の意義」毛利透＝須賀博志＝中山茂樹＝片桐直人（企画）『初宿正典先生古稀祝賀論文集（表題未定）』所収（2018 年公刊予定）。

傾向があった。しかし、法の一般原則や条理に直接準拠することは、一般論としては自然法を引証するにも等しく、実定法上の根拠である具体的憲法規定よりも根拠としては弱いはずのものであり、恣意的な解釈の危険が大きいはずのものであった。にもかかわらず、問題を「違憲性」レベルでなく「違法性」レベルで処理することが好まれてきた背景には、憲法学説の党派性・政治性に対する警戒が存在したことが想像される。すなわち、実定法上の根拠である憲法の具体的規定を引証すると、単なる露骨な政策的主張と混同され、かえって説得力が失われる危険があるため、本来はむしろ根拠薄弱であるはずの法の一般原則や条理を引きあいにだす方がまだましであると観念されてきたように感じられるのである。憲法学説は、正しいと信じる政策的主張をそのまま正しい憲法解釈とする解釈手法の問題性を再認識する必要があるように思われる。

また、日本国憲法には、労働者保護規定として、「勤労の権利」を保障する規定（27 条 1 項）、労働基準の法定を定める規定（2 項）、児童酷使の禁止規定（3 項）、労働基本権の保障規定（28 条）が別個に存在している。したがって、このような規定を欠くアメリカ連邦憲法との比較を行う場合には、両者の憲法体系の相違を考慮する必要があるだろう。さらに、裁判所による特定の履行強制に関しては、「良心の自由」を保障する日本国憲法 19 条と 18 条との役割分担に注意が必要である。すなわち、19 条との関係で「屈辱的若くは苦役の労苦」という要素に言及した最高裁判例（謝罪広告事件）⁽⁴⁰⁾については、18 条との関係を再整理する必要がある。

アメリカ連邦憲法修正 13 条の「意に反する苦役」という文言は、なんらかの限定をしなければ際限のない拡張的解釈も可能な規定だといえ、本稿でみたように、その判断基準は明確であるとはいえない。日本国憲法 18 条の「意に反する苦役」、19 条の「良心の自由」にも同様の難問がある⁽⁴¹⁾。一見、日本社会にとって無縁な異国における過去の遺物のようにみえる修正 13 条との比較研究には、このような点からも有用な部分があると考えるべきである。

(40) 最大判昭和 31 年 7 月 4 日民集 10 卷 7 号 785 頁。

(41) 近年の 18 条研究として、山崎友也「『意に反する苦役』禁止（憲法 18 条後段）の現代的意義——裁判員制度を合憲とした平成 23 年最大判を契機に——」岡田信弘＝笹田榮司＝長谷部恭男編『憲法の基底と憲法論 高見勝利先生古稀記念』861 頁（2015）。